

令和6年3月6日

許可業者 各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

交通事故撲滅に向けた取組みについて（通知）

令和5年度の無責事故等を除く許可業者による交通事故報告件数については、1月末時点の比較で昨年度同時期より11件も上回る62件となっており、このままでは、昨年度の年間件数を上回ることが見込まれる。

また、依然として許可業者による交通マナーに関する苦情が多数寄せられている。当課においてドライブレコーダーや現場調査によって運転状況を確認したところ、通行区分違反や信号無視、逆走などが確認されており、交通法規が遵守されているとは言い難い。交通ルールを軽視することは交通事故に直結するものであるため、徹底して正していく必要がある。

今年度においては、下記のとおり重点目標を掲げ、交通法規の遵守・交通マナーの向上により、交通事故撲滅に努めていただいていたところではあるが、改めて、各許可業者において、従業員に対し安全運転教育を実施するなど、交通事故撲滅に真摯に取り組むことを通知する。

【令和5年度交通事故撲滅に向けた重点目標】（再掲）

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道乗り上げ、車道の逆走（車両の逆止めを含む）を行わないこと。
- 十分な車間距離をとり、ゆとりのある運転を行うこと。
- 後部スライドゲートの閉扉を徹底すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- アルコールチェック、免許証の確認、車両の日常点検など運行前点検を実施すること。